

## 第1号議案

屋外広告物に係る規制の一部見直しについて

栃木県知事から意見を求められたこのことについて、次のとおり提出します。

令和4（2022）年1月21日

栃木県景観審議会会長

栃木県景観審議会会長 様

栃木県知事 福田 富一

屋外広告物に係る規制の一部見直しについて

栃木県屋外広告物条例第30条の2の規定により、下記事項について貴審議会の意見を求めます。

記

1 意見を聴く事項

屋外広告物規制における許可地域の許可の基準（栃木県屋外広告物条例施行規則別表第1）を次のように見直すこと。

広告物の種類	見直しの内容
(1) 壁面広告物	「市街地形成型地域」の区域のうち都市計画法第2章の規定により定められた「工業専用地域」の区域を「商工業地域等」に含める。
(2) 敷地内広告板	「敷地につき1基及び車両出入口につき1基」の基数の基準を新たに設定する。
(3) LRT停留場及びバス停留所上屋等利用広告物	LRT停留場及びバス停留所の上屋等を利用した広告物の基準を新たに設定する。

2 理由

現行の基準は、平成11年度に大幅な改正を行ってから20年以上、平成21年度に広告物（車両広告物を除く）の許可等の権限を市町に移譲してから10年以上が経過している。この間の社会経済情勢の変化等に対応するため、関係団体等からの要望も踏まえ、許可基準の一部を見直し、本県の条例の特色である地域の特性に応じたきめ細やかな規制誘導を的確に実行しようとするもの。